

壬生町利用者負担額

- 一般世帯の利用者負担額

	基準	認定	
		標準	短時間
第1階層	生活保護	無償	無償
第2階層	非課税	無償	無償
第3階層	48,600円未満	12,300円	12,000円
第4階層 (a)	48,600円～57,699円	20,100円	19,700円
第4階層 (b)	57,700円～77,100円	20,100円	19,700円
第5階層	77,101円～96,999円	20,100円	19,700円
第6階層	97,000円～168,999円	28,600円	28,100円
第7階層	169,000円～300,999円	37,000円	36,300円
第8階層	301,000円以上	57,600円	56,600円

- 減免対象世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児又は在宅障がい者のいる世帯）の利用者負担額

	基準	認定	
		標準	短時間
第3階層	48,600円未満	5,500円	5,000円
第4階層	48,600円～77,100円	5,500円	5,000円

上記階層以外の減免対象世帯の方は「一般世帯の利用者負担額」の表をご確認ください。



● 第2子、第3子以降の利用者負担額

(一般世帯)	基準	第2子	第3子以降
第3階層	48,600円未満	申請により免除	無償
第4階層(a)	48,600円～ 57,699円	申請により免除	無償
第4階層(b)以降	57,700円以上	申請により免除	無償

(減免対象世帯)	基準	第2子	第3子以降
第3～4階層	77,101円未満	無償	無償
第5階層以降	77,101円以上	申請により免除	無償

詳しくは、
壬生町役場こども未来課保育係
(☎：0282-81-1831)に
お問合せ下さい。

